

2026年4月1日

改正女性活躍推進法に基づく日本鉄鋼連盟一般事業主行動計画

出産・育児等のライフイベントと仕事を両立しながら、女性はその個性と能力を十分に発揮し、長期にわたり活躍できる社会の実現は、重要な課題となっております。

日本鉄鋼連盟においても、男女が共に活躍できる職場環境の整備を進めるため、女性活躍推進法第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定致しました。

1. 計画期間 2026年4月1日～2030年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標1：出産・育児を契機とした離職を防ぎ、女性職員が長期にわたり働き続けられる職場環境の整備

2026年4月～

- ・ワークライフバランスの向上に向けた取組みを継続し、在宅勤務制度等の定着を図るとともに、家事・育児等への男女共同参画に関する意識醸成を進め、仕事と家庭の両立を支援する。
- ・出産・育児期を含む各ライフステージにおける就業継続上の課題について、必要に応じて労使間で意見交換を行い、職場環境の改善につなげる。

目標2：主務職系列（総合職）に占める女性職員の割合を40%以上にする

2026年4月～

- ・女性職員が能力や意欲に応じて活躍できるよう、働きやすい職場環境を確保する。

目標3：年次有給休暇取得率70%以上にする

2026年4月～

- ・年次有給休暇の計画的取得を促進するため、年休取得奨励日の設定・周知を行うとともに、労使間での意見交換を通じ、年休取得率の向上を図る。

< 検討体制 >

労使連絡会 等